

## 基本構想・基本計画に係る市民委員会に関する要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、基本構想・基本計画に係る市民委員会(以下「市民委員会」という。)を設置することについて、必要な事項を定めるものとする。

### (設置)

第2条 八王子市(以下「市」という。)が、基本構想・基本計画を策定するに当たり、八王子ゆめおり市民会議2011(以下「市民会議」という。)から提出された素案の市原案への反映状況及び考え方に関する妥当性について、意見・助言を行うため市民委員会を設置する。

### (所掌事項)

第3条 市民委員会は、素案の市原案への反映状況及び考え方に関する妥当性についての意見・助言に関する事項を所掌する。

### (組織)

第4条 市民委員会は、委員13名以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が依頼する。

学識経験者 4名以内

市民会議委員 6名以内

公募市民 3名以内

3 前項第3号に規定する者は、無作為抽出による方法により行うこととする。なお、市長は、前項第3号に規定する者が、次の各号に該当するときは、解任することができる。  
市内に在住する者でなくなったとき。

その他解任することが適当であると市長が認める場合

4 委員の謝礼については、市長が別に定める方法により決定し支給する。

5 委員の任期は、依頼の日から平成24年8月31日までとする。

### (委員長及び副委員長)

第5条 市民委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長及び副委員長は前条第2項第1号に規定する者の中から互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、市民委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、

その職務を代理する。

( 会議 )

第 6 条 市民委員会は、委員長が召集し、委員長が議長となる。

2 市民委員会は過半数が出席しなければ、開催することができない。

3 市民委員会からの意見・助言については、様々な意見を受けることを前提とするため、意見・助言に賛否両論あった場合にも、採決による決定を求めるものではない。

( 公開等 )

第 7 条 市民委員会は公開を原則とし、傍聴については、可能な範囲で許可する。

2 会議日程は、事前に公開する。

( 庶務 )

第 8 条 市民委員会の庶務は、総合政策部政策審議室において処理する。

( その他 )

第 9 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 2 4 年 5 月 1 日から施行する。